

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県駒ヶ根市赤穂 14 番地 672

名称及び
代表者の氏名 有限会社恵比寿産業
代表取締役 刈間 雄三廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
~~第7条の2第1項~~ の許可を受けた者で

あることを証する。

飯田市長 佐 藤



許可の年月日 令和7年1月20日

許可の有効期限 令和9年1月19日

1 事業の範囲

許可の区域 飯田市内

事業内容 一般廃棄物収集運搬業

事業場の位置 (事務所) 長野県駒ヶ根市赤穂 14 番地 672
(駐車場) 長野県駒ヶ根市赤穂 14 番地 671
長野県駒ヶ根市赤穂 14 番地 672収集又は運搬する
廃棄物の種類 ・ 家庭系一般廃棄物 (松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村で
収集したごみの運搬に限る)
・ 事業系一般廃棄物 (特別管理一般廃棄物を除く)

2 許可の条件

- (1) 法令を遵守し、衛生的に業務を行うこと。
- (2) 提出のあった事業計画に基づくものであること。
- (3) 積替え保管は行わないこと。
- (4) 申請書記載の施設以外は使用しないこと。
- (5) 申請書に係る施設は別表に掲げる車両とし、同表で限定した保管場所で保管すること。
- (6) 収集又は運搬する廃棄物の種類は、下記に限定すること。
 - ・ 家庭系一般廃棄物 (松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村で収集したごみの運搬に限る)
 - ・ 事業系一般廃棄物 (特別管理一般廃棄物を除く)

3 許可の更新・変更の状況

平成17年1月20日 新規許可
(略)平成31年1月20日 更新許可
令和2年12月26日 車両変更受理
令和3年1月20日 更新許可
令和5年1月16日 車両変更受理令和5年1月20日 更新許可
令和6年11月27日 車両変更届受理
令和7年1月20日 更新許可[今回]

別表

一般廃棄物収集運搬車両一覧表

整理 番号	自動車登録番号	自動車の種別	用途	車体の形状	最大 積載量	保管場所
1	松本 100 は 8	普通	貨物	脱着装置付 コンテナ専用車	5,000 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 672
2	松本 800 さ 3813	普通	特種	塵芥車	2,000 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 672
3	松本 480 ち 8	軽自動車	貨物	キャブオーバ	350 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 672
4	松本 100 す 645	普通	貨物	キャブオーバ	2,000 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 672
5	松本 101 み 8	普通	貨物	脱着装置付 コンテナ専用車	3,900 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 671
6	松本 401 そ 8	小型	貨物	ダンプ	2,000 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 671
7	松本 101 ら 8	普通	貨物	脱着装置付 コンテナ専用車	10,400 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 671
8	松本 130 た 811	普通	貨物	キャブオーバ	4,800 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 671
9	松本 430 た 812	小型	貨物	キャブオーバ	2,000 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 671
10	松本 830 そ 810	普通	特種	塵芥車	4,500 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 671
11	松本 483 く 813	軽自動車	貨物	キャブオーバ	350 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 672
12	松本 830 た 815	普通	特種	塵芥車	2,600 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 672
13	松本 430 た 816	普通	貨物	ダンプ	3,000 kg	駒ヶ根市赤穂 14 番地 672